

# 乗合バス・貸切バス事業者向け国庫補助要望調査のご案内

北海道運輸局自動車交通部旅客第一課  
(011-290-2741)

令和3年度補正予算を財源とする補助事業を活用して、下記のとおり第3回要望調査（高速乗合バス実証運行等）を実施します。

要望調査の内容については、国土交通省 HP もあわせてご確認ください。

【国土交通省 HP】 [https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha\\_tk3\\_000109.html](https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk3_000109.html)

## 1. 関連規程

- 地域公共交通確保維持改善事業（経営改善支援事業）
  - ・地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱
  - ・地域公共交通確保維持改善事業実施要領

## 2. 要望調査票補助対象メニュー・補助率

要望調査票にてご確認ください。

※要望調査票の補助対象メニューのうち、どの補助対象メニューを支援するかに関しては、提出いただいた要望調査票（要望項目、補助対象経費、国庫補助要望額）を確認の上、国土交通省にて優先的に支援する補助対象メニューの調整を行いますので、予めご了承願います。

※補助率に関しては、要望調査票に記載されている補助率がそのまま適用されるとは限りませんので、予めご了承願います。

## 3. 要望の方法、要望調査票提出方法、要望調査票提出先、お問い合わせ先

[要望の方法]

**補助金を受け取るためには、要望調査票の提出が必須要件になります。**

[要望調査票提出方法、要望調査票提出先、お問い合わせ先]

・乗合、貸切、乗合（区域運行）

→ 要望調査票（Excel データ）のファイル名を下記のとおり編集の上、提出。

- 【事業者名】 【R3 補正予算・要望調査票】 乗合バス 提出年月日（例：R4. ●. ●）
- 【事業者名】 【R3 補正予算・要望調査票】 貸切バス 提出年月日（例：R4. ●. ●）
- 【事業者名】 【R3 補正予算・要望調査票】 乗合バス（区域運行） 提出年月日  
(例：R4. ●. ●)

→ 要望調査票（Excel データ）を下記2名あてにメールにて送付・提出願います。

北海道運輸局 自動車交通部 旅客第一課

遊佐 [yusa-t52ah@mlit.go.jp](mailto:yusa-t52ah@mlit.go.jp)

櫻庭 [sakuraba-h52vd@mlit.go.jp](mailto:sakuraba-h52vd@mlit.go.jp)

- ※「1事業者・事業毎に1要望調査票を主たる事務所を管轄する運輸局宛に提出」となります。
- ※「複数営業所(A, B, C)がある場合は、複数営業所(A, B, C)の要望を取りまとめ提出」となります。

#### 4. 要望調査票、添付書類について

- ・ 要望調査票の冒頭（1ページ）をご一読、ご了承の上、ご回答頂くようお願いいたします。
- ・ 千円単位で調査を行いますので、金額を記載する際はご注意ください。
- ・ 要望内容、要望額等が確認できるカタログ、見積書等の資料を添付してください。  
資料の添付がないものは内示できない場合がありますのでご注意ください。
- ・ 本要望調査と内示後の交付申請とは別の調査・申請となるため、内示後の交付申請時点では見積書等の内容・金額の変更の有無にかかわらず、改めて見積書等を添付いただくこととなります。

#### 5. 要望調査票、添付書類の提出締め切り

令和4年11月11日（金）まで

#### 6. 留意事項

##### (1) 予算上の制約

予算額の枠を超える多数の要望があった場合には、要望どおりにならない場合があります。提出いただいた要望調査票（要望項目、補助対象経費、国庫補助要望額）を確認の上、国土交通省にて優先的に支援する補助対象メニューの調整を行います。

- (2) 提出いただいた要望調査票（要望項目、補助対象経費、国庫補助要望額）を確認の上、国土交通省にて優先的に支援する補助対象メニューの調整後、対象事業者に対して内示（※1）を行います。補助金受給までの主な流れは下記（※2）のとおりになります。補助金を受け取るために必要な交付申請書・事業完了実績報告書などの関係様式については、内示対象事業者あてに別途送付予定です。

##### ※1 内示とは

補助金交付申請に対する補助金上限額のこと。

内示＝補助金交付決定ではありませんのでご注意ください。

##### ※2 補助金受給までの主な流れ

1. 要望調査票提出（事業者）
2. 補助金の内示（行政）
3. 補助金の交付申請書の提出（事業者）
4. 補助金の交付決定（行政）
5. 補助金の交付決定通知（行政）
6. 債主調査表（振込先）の提出（事業者）
7. 補助事業の実施（事業者）
8. 完了実績報告書、支払請求書の提出（事業者）
9. 額の確定通知書（行政）
10. 補助金の振込（行政）

(3) 事業着手について

- ・令和3年度補正予算に係る補助事業については、サバイバル補助が令和3年11月26日以降に事業着手されたものが対象となります。
- ・令和3年度補正予算に係る補助事業については、交付決定後、令和4年度中（令和5年3月31日まで）に納品・支払い完了が行われる必要があります。令和4年度中（令和5年3月31日まで）に納品・支払い完了が行われない場合、できない場合は、補助対象外となりますのでご注意ください。

(4) 取得財産等の処分の制限について

補助を受けた財産等については、原則一定期間処分することはできないことにご注意ください。

7. 今後のスケジュール（予定）

令和4年11月11日（金）	要望調査票、添付書類の提出締め切り
令和4年11月下旬以降（予定）	補助事業の内示
令和4年12月上旬以降（予定）	交付決定

※上記スケジュールについては遅れる可能性があります。

※「6.（3）事業着手について」の着手時期に変更はありませんのでご注意ください。

**【連絡先】**

**北海道運輸局 自動車交通部 旅客第一課 011-290-2741**